令和３年度

学校の危機管理マニュアル

「青森高校緊急サイト」

http://www.aomori-h.asn.ed.jp/keitaisaito/ktaiindex.html

青森県立青森高等学校

目次

ページ
１　全体構成　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２

２　事前の危機管理
（１）点検　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３
（２）避難訓練　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３
（３）教職員研修　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３
（４）安全教育　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３

３　個別の危機管理
（１）事故等発生時の対応　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４
（２）様々な事故への対応　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６
（３）不審者侵入への対応　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０
（４）登下校時の緊急事態（不審者事案）への対応　・・・・・・・・・・・１１
（５）交通事故への対応　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２
（６）火災発生時の対応　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４
（７）気象災害（猛暑・台風・豪雨・暴風雪等）への対応　・・・・・・・・１７
（８）地震・津波への対応　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２０
（９）感染症・食中毒への対応　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２４
ア　一般的な感染症・食中毒の場合　・・・・・・・・・・・・・・・・・２４
イ　新型コロナウイルス感染症の場合　・・・・・・・・・・・・・・・・２５
(10) 新たな危機事象への対応
ア　弾道ミサイル発射に係る対応　・・・・・・・・・・・・・・・・・・２７
イ　学校への犯罪予告・テロへの対応　・・・・・・・・・・・・・・・・２８
ウ　インターネット上の犯罪被害への対応　・・・・・・・・・・・・・・２８

４　事後の危機管理
（１）教育活動の継続　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２９
（２）生徒の心のケア　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３０

５　学校内危機管理対策組織（災害時の情報連絡体制等）　・・・・・・・・・・３１

１　全体構成

学校における危機管理	事前の危機管理 ［予防］	（１）点検 ・計画的な点検の実施 （授業を含めた教育活動等、週、月、学期） ・事故等情報を生かした点検（地域からの情報等） ・関係機関と連携した点検（消防設備等） （２）避難訓練 ・目的を明確化した訓練 ・地域関係機関等と連携した訓練 （３）教職員研修 ・学校安全の中核となる教員の育成と校内研修の充実 （４）安全教育 ・安全に関する資質・能力の育成 ・教育活動を通じた取組（学校近辺の危険箇所の指導）
	個別の危機管理 ［命を守る行動］	（１）事故等発生時の対応 （２）様々な事故への対応 （３）不審者侵入への対応 （４）登下校時の緊急事態（不審者事案）への対応 （５）交通事故への対応 （６）火災発生時の対応 （７）気象災害（猛暑・台風・豪雨・暴風雪等）への対応 （８）地震・津波への対応 （９）感染症・食中毒への対応 (10) 新たな危機事象への対応 ア　弾道ミサイル発射に係る対応 イ　学校への犯罪予告・テロへの対応 ウ　インターネット上の犯罪被害への対応
	事後の危機管理 ［復旧・復興］	（１）事後の対応 ・生徒等の安否確認 ・引渡しと待機 ・教育活動の継続 （２）生徒の心のケア ・健康観察によるストレス症状等の把握と対応 （３）調査・検証・報告・再発防止等 ・調査による原因究明 ・調査結果に基づく再発防止策 ・保護者等への丁寧な説明と継続的な支援

２　事前の危機管理

（１）点検

①　校内における危険個所等の抽出

・　計画的な点検の実施（授業を含めた教育活動等、週、月、学期）

校内の施設・設備等（防火責任者）

回数：学期ごとに年２～３回

その他

週・月ごとに関しては、日常的に活用している担当者が適宜、事務部等へ報告

②　校外の危険個所等の分析

登下校をはじめ、近隣周辺で事故等が発生した際には、直ちに場所の確認と安全点検を実施するとともに、安全に関する取組について協議し、教職員全体で周知徹底し、生徒の安全確保に努める。

・　事故等情報を生かした点検（地域からの情報等）

校外や通学路に関しては、事故が発生しやすい場所を中心に５月と９月頃に挨拶運動も含め、ＰＴＡとも協力し、交通安全指導を実施する。

・　関係機関と連携した点検（消防設備等）

消防の点検

回数：年１回

（２）避難訓練

①　目的を明確した訓練

第１回：＜５月実施＞火災を想定した避難経路の確認（救助袋の使用方法）

第２回：＜８月実施＞地震を想定した避難経路の確認（授業途中に実施）

第３回：＜12 月実施＞豪雪を想定した対策本部の設置訓練

※　校外における学校行事等の避難経路については、引率者が現地到着後に必ず確認し、教員・生徒に周知する。

②　地域関係機関等と連携した訓練

隣接する筒井小学校、筒井中学校との防災に関する情報共有

（３）教職員研修

①　学校安全の中核となる教員の育成と校内研修の充実

※　校外における研修

県や国が主催する研修会への参加や講座の受講及び研修内容の共有

※　校内における研修

ア　ＡＥＤを含む心肺蘇生法等の応急処置に関すること

イ　職員及び生徒の安全確保と安否確認の方法

ウ　生徒の心のケアに関すること

エ　生徒に対する安全・健康教育に関すること

（アレルギー等への対処方法、エピペン等の使用方法の確認）

（４）安全教育

①　危険予測・危険回避能力の育成

ア　交通安全教室

イ　情報モラル教室

ウ　ICT 教育支援ツールを用いた簡単な Web テスト（防災知識の習得）

②　教育活動全体を通じた取組

ア　各教科等の取組（ＡＥＤを使用した心肺蘇生法実技講習会含む）

イ　地教委と連携した不審者情報の共有

ウ　地区生徒指導部会による合同交通安全指導

３　個別の危機管理

（１）事故等発生時の対応

①　緊急連絡体制

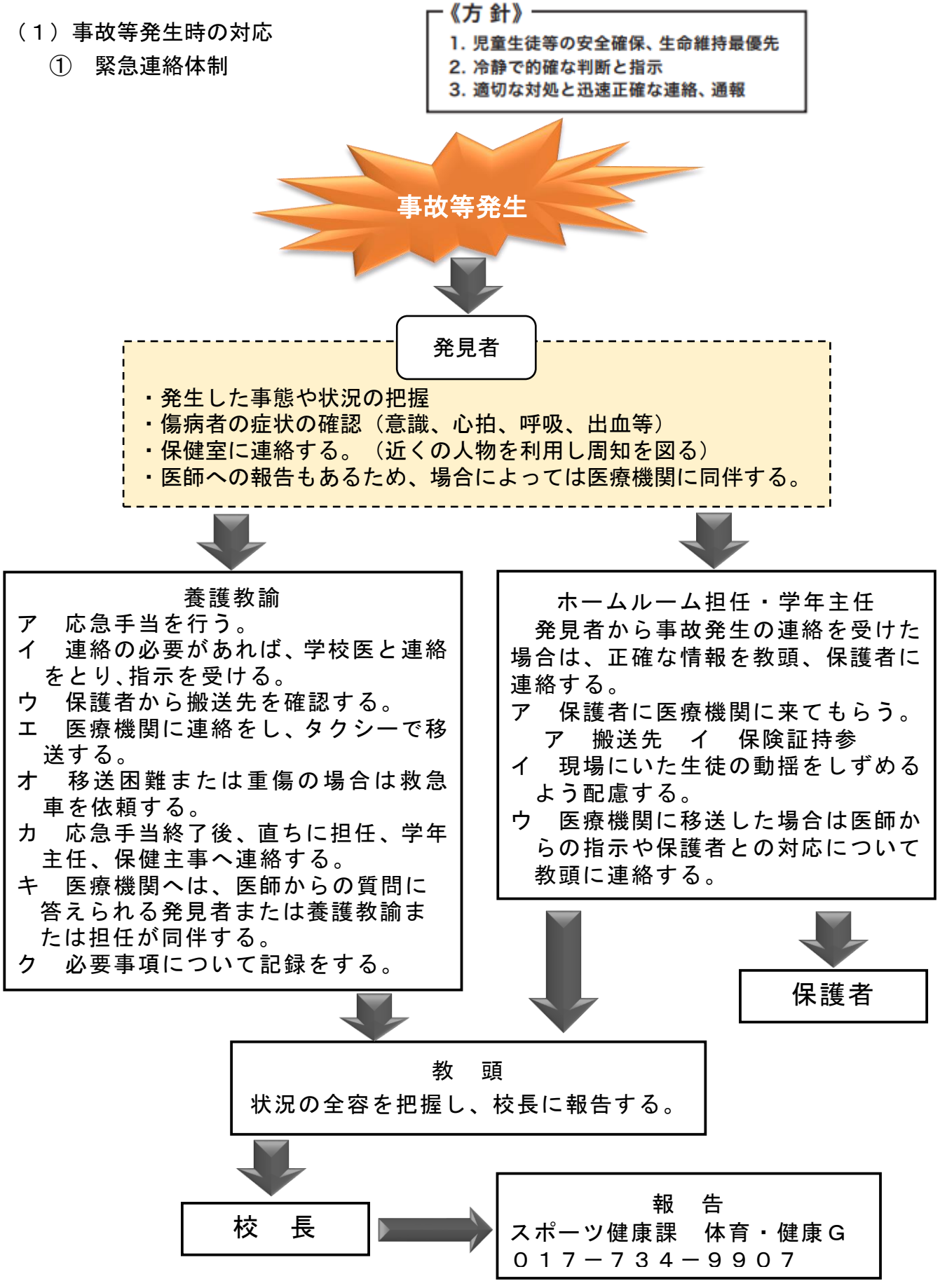

② 応急手当を実施する際の留意点

突然倒れた場合などは「119 番」に通報し救急車が到着するまでの間、その場で心肺蘇生等の一次救命処置が求める。事故等の態様によっては救命処置が一刻を争うことを理解し、行動する。

- 被害生徒等の生命に関わる緊急事案については、管理職への報告よりも救命処置を優先させ迅速に対応する。
- 教職員は事故等の状況や被害生徒等の様子に動揺せず、またその他の生徒等の不安を軽減するように対応する。
- 応急手当を優先しつつも、事故等の発生状況や事故等発生後の対応及びその結果について、適宜メモを残すことを心掛け、対応が一段落した時点でメモを整理する。（応援に駆けつけた教職員に対し、記録担当の役割を指示する。）

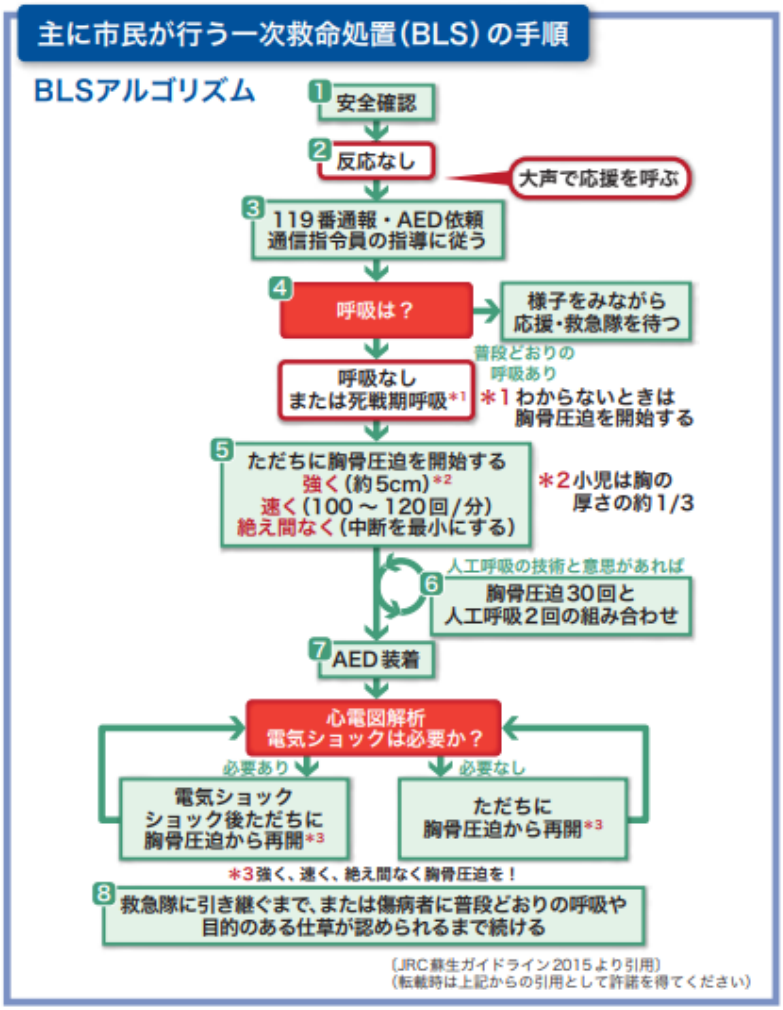

【死戦期呼吸】

心肺停止が起こった直後には「死戦期呼吸」（しゃくりあげるような呼吸が途切れ途切れに起こる呼吸のこと）と呼ばれる呼吸が見られる場合もありますが、これは正常な呼吸ではありません。

救命処置においては、意識や呼吸の有無が「分からない」場合は、呼吸と思えた状況が死戦期呼吸である可能性にも留意して、意識や呼吸がない場合と同様の対応とし、速やかに心肺蘇生とAED装着を実施する必要があります。

救急車を手配するために119番通報をすると、消防の通信司令員から電話口で指示や指導が受けられるため、心停止かどうかの判断に迷ったり、胸骨圧迫のやり方などが分からない場合は、119番通報した際に電話を切らずに指示を仰ぐようにします。

「学校の危機管理マニュアル作成の手引」より

（２）様々な事故への対応

①　頭頚部外傷への対応

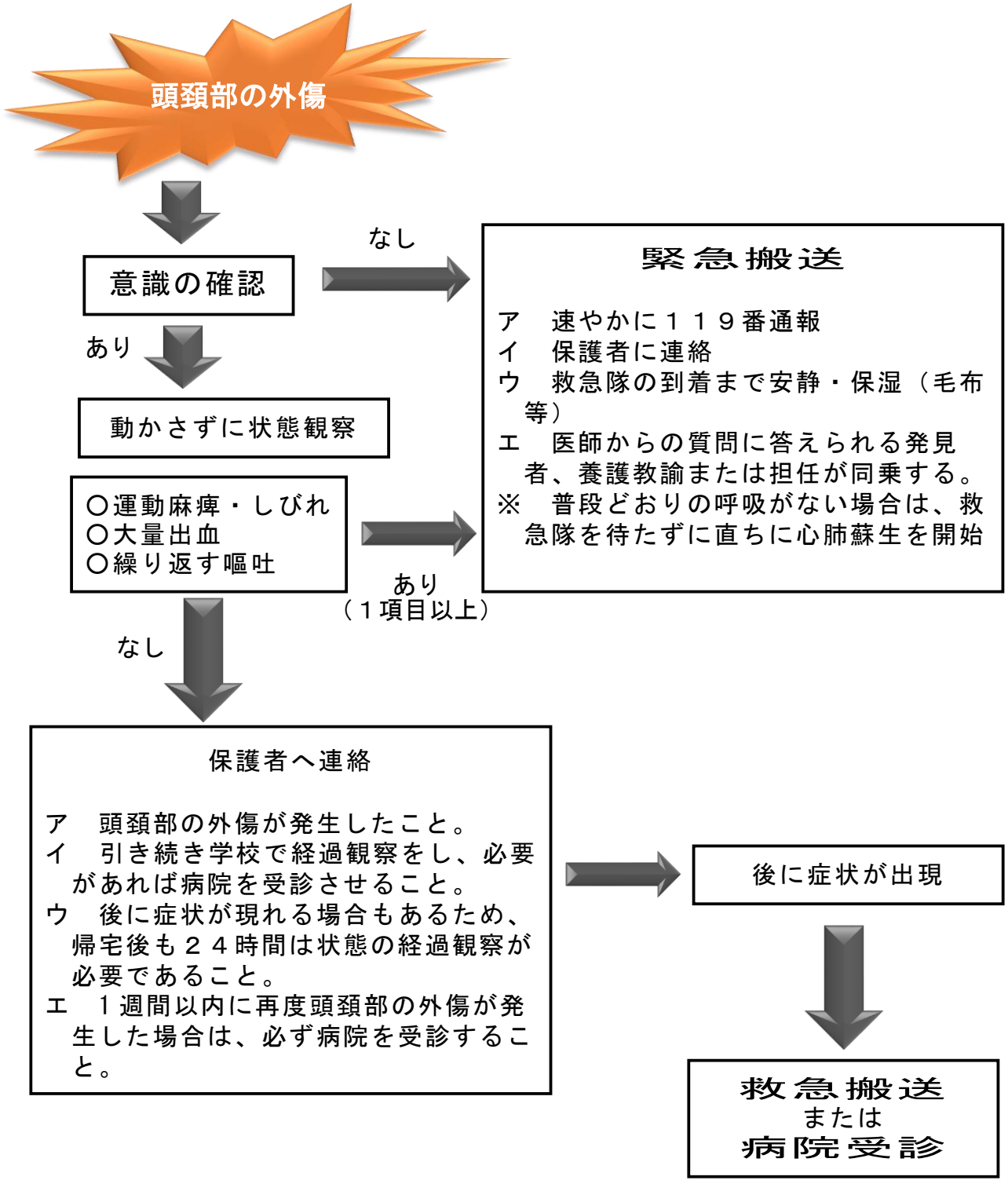

② 熱中症への対応

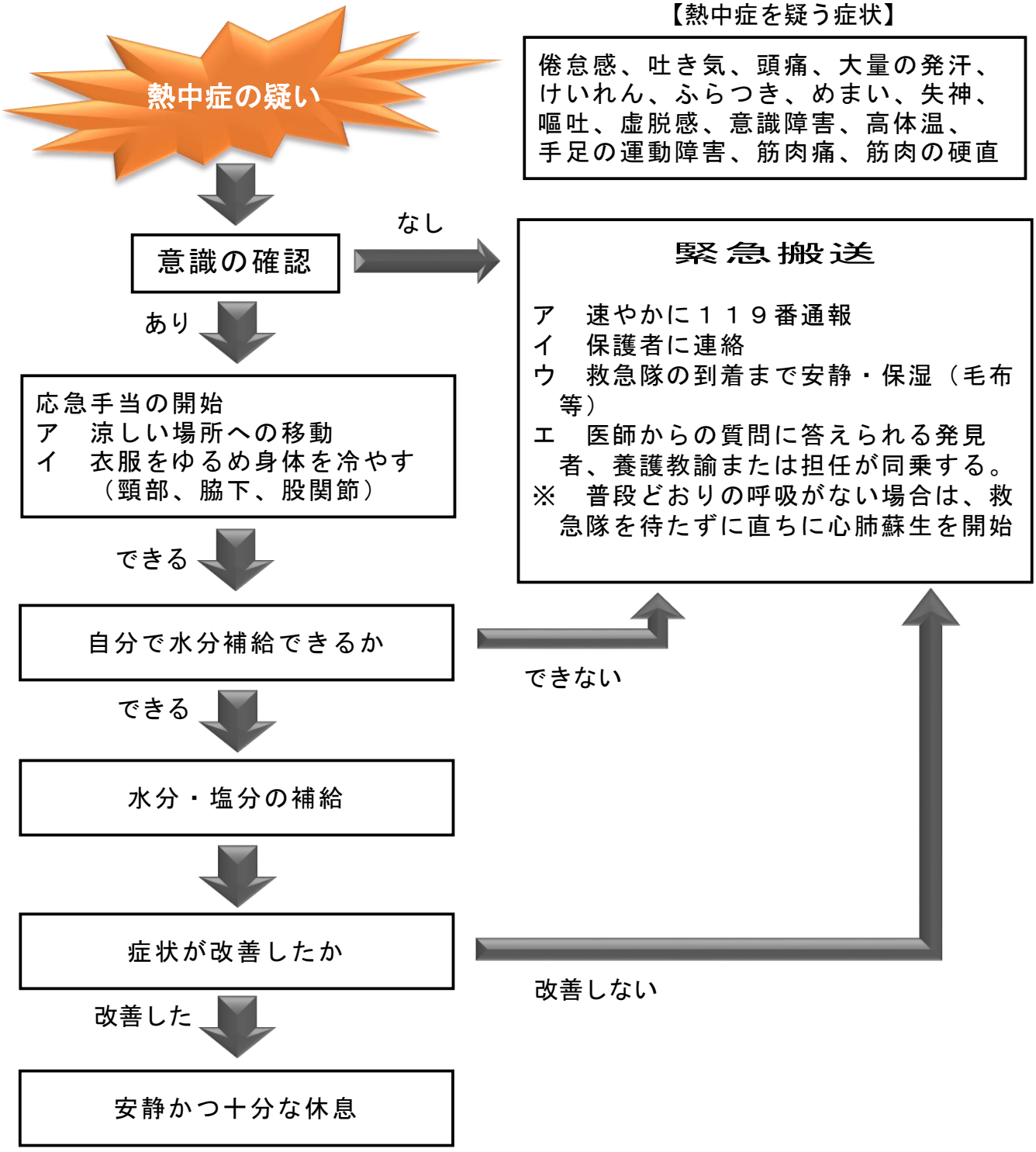

※ 濡れタオルをあてた上からうちわで扇ぐと効果的です。

③　食物アレルギーへの対応

【異常を示す症状】

１．皮膚・粘膜症状
　じんましん、かゆみ、目の充血
２．呼吸器症状
　せき、呼吸の異常音、呼吸困難
３．消化器系
　吐き気、嘔吐、腹痛
４．アナフィラキシーショック
　血圧低下、頻脈、意識障害・消失

発見者
・保健室に助けを呼ぶ
・周囲の安全確認

反応があるか

なし

ア　エピペンの注射
イ　１１９番通報
ウ　ＡＥＤの準備・実施

あり

状態の把握

ア　意識の状態、呼吸、心拍等の把握
イ　症状、経過の把握
ウ　基礎情報（健康調査票）の確認
※　症状は分単位で急速に進行することが多く、観察者は少なくとも６０分間目を離さないようにする。

１次救命処置

ア　気道の確保
【自発呼吸が確認されなかった場合】
イ　胸骨圧迫
ウ　人工呼吸
エ　ＡＥＤ装置

応急処置

ア　健康調査票の指示に基づいて行う。
イ　緊急時の処方がなされている場合には使用する環境を整える。（エピペンの使用等）
※　エピペンはアナフィラキシーの補助治療薬であり、呼吸困難などの呼吸器症状が出現したらすぐに使用すべきである。

救急車要請の目安

ア　アナフィラキシーの兆候が見られる場合
イ　食物アレルギーでの呼吸器症状の疑いが見られる場合
ウ　管理指導表で指示がある場合
エ　エピペンを使用した場合
オ　主治医、学校医等または保護者から要請がある場合

救急隊への引き渡し

④　医療機関一覧

部活動などで負傷し、医療機関を受診させる際は、移送する前にあらかじめ電話を入れるとともに、管理職と養護教諭への報告をする。

1　学校医・学校歯科医・学校薬剤師一覧表

科	氏　名	勤　務　先	住　所	電話番号 (FAX)
内　科 (学校医長)	あきやま　まさひろ 秋山　昌弘	あきやま胃腸科内科 クリニック	〒030-0965 青森市松森 2-10-21	743-1199 (765-1458)
内　科	みなみ　おさむ 南　　收	南内科循環器科医院	〒030-0914 青森市岡造道 1-17-8	741-1616 (741-1818)
内　科	かきざき　ゆうすけ 柿﨑　雄介	かきざき糖尿病 内科クリニック	〒038-0011 青森市篠田 2-2-15	757-9080 (757-9081)
精神科	かまた　あきひさ 鎌田　晃寿	芙蓉会病院	〒030-0133 青森市雲谷字山吹 93-1	738-2214 (738-2249)
眼　科	さんのへ　ちかこ 三戸千賀子	三戸眼科	〒038-0022 青森市浪館字志田 24	781-2511 (781-8211)
耳鼻科	たにた　じろう 谷田　次郎	たにた耳鼻咽喉科 クリニック	〒030-0862 青森市古川 1-21-18	774-8733 (774-8734)
歯　科	くまがい　わたる 熊谷　恒	熊谷歯科	〒030-0862 青森市古川 3-17-1	776-5124 (　〃　)
薬剤師	かわむら　じん 川村　仁	青森大学薬学部薬学科 (衛生薬学研究室)	〒030-0943 青森市幸畑 2-3-1	738-2001 (738-2030)

2　近隣の総合病院

機　関　名		電話番号	
青森県立中央病院	総合案内	７２６－８１１１（代）	救急の場合は、ナースステーションに電話を入れ、看護師に症状を伝えたほうが迅速に対応してもらえます。
	救急救命 センター	７２６－８１２２ （ナースステーション）	
青森市民病院		７３４－２１７１（代）	

（３）不審者侵入への対応

不審者の立ち入りへの緊急対応の例	はじめの対応	（１）学校関係者以外の学校への立ち入り （２）不審者かどうかの判断 ・受付に案内 ・退去を求める （不審者とみなすことを躊躇せずに対応する） ※対応のポイント 〇複数の職員での対応 〇危害を加える恐れはないか、凶器を持っていないかを確認 〇不審者の様子によっては、校外に退去したとしても通報
	緊急事態発生時の対応	（１）通報する ・教職員へ緊急連絡 ・１１０番通報 ・教育委員会へ緊急連絡、支援要請 （２）生徒等の安全を守る ・防御（暴力の抑止と被害拡大の防止） ・不審者の移動阻止 ・全校への周知と生徒等の掌握 ・避難誘導 ・警察による不審者の確保 ※対応のポイント 〇教職員は生徒の安全の確保 〇警察が到着するまで暴力の抑止のために多くの教職員で防御 〇全生徒の安否確認 （避難経路とタイミング、過剰に意識させない） ・負傷者の確認 〇救急隊到着までの応急手当 〇速やかな１１９番通報 ※対応のポイント 〇逃げ遅れた生徒等がいないか 〇負傷の程度の救急隊への伝達 〇教職員の救急車への同乗 ★　「負傷者がいない」の判断は全生徒の安全確認後
	事後の対応等	（１）事後の対応や措置をする ・緊急対策本部の設置 ・情報の収集 ・保護者への説明 ・報告書の作成 ・心のケア ・教育再開の準備

県教育委員会への報告（教頭・事務長）：学校施設課　017-734-9874/9876

（４）登下校時の緊急事態（不審者事案）への対応

● 登校時に緊急事態（不審者事案）が発生した場合

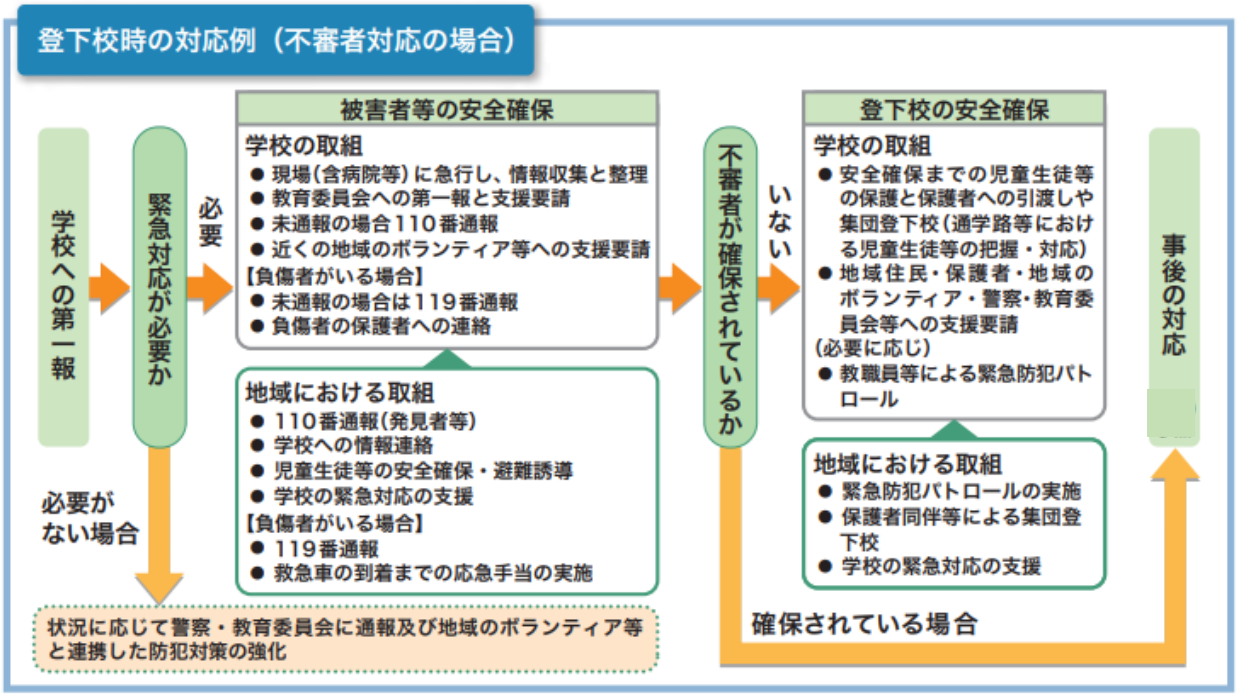

「学校の危機管理マニュアル作成の手引」より

【緊急対応が必要な事例】

- 凶器を持った不審者が通学路の近くでうろついている。
- 登下校中の生徒等が不審者に襲われけがをした。
- 不審者が登下校中の生徒等に声をかけ連れ去ろうとした。
- 金品を奪われている。
- 周辺で凶悪な犯罪が発生し、解決していない。

【学校の取組】

ア　警察への通報の有無を確認し、未通報の場合には通報を行う。負傷者がいる場合は 119 番通報する。
イ　地域住民や地域のボランティア等の支援を得て、生徒の安全確保を図る。
ウ　現場（病院等を含む）に急行し、情報収集と整理を行う。
　　生徒等の現状・・・安否確認、負傷者の状況（病院に搬送されている場合は病院へ急行）
　　不審者の状況・・・不審者が近辺にいると考えられる場合は警察が到着するまで児童生徒等の安全確保を図り、対応状況を常に確認するようにする。
エ　教育委員会への第一報と支援要請を行う。
オ　被害に遭った生徒等の保護者に連絡する。

（５）交通事故への対応

● 交通事故発生後の対応

事故の連絡（生徒・保護者等から学校へ）

生徒の安否にかかる情報収集及び情報共有

① 生徒の氏名、ケガの有無及び程度などの聞き取り
② 事故発生場所の聞き取り
③ 通報（１１０番、１１９番）の有無を確認（未通報の場合は通報）
④ 近くにいる他教職員へ情報の伝達及び協力の依頼
⑤ 管理職・保護者への報告
⑥ 複数の教員で現場へ急行（救急箱の持参）

生徒の安全確保及びケガの確認

① 生徒の安全を確保及び応急手当（ケガをしている場合）
② 搬送先の確認と救急車への同乗（生徒が病院に向かった場合）
③ ケガの程度及び処置の状況を確認（搬送先の病院到着後）
④ 管理職・保護者への報告

事故関係者及び事故状況の聴取

① 事故の関係者の氏名、住所、連絡先、保険加入の有無の聞き取り
② 現場検証への立ち会い及び事故の状況の聞き取り
③ 管理職、保護者への報告

県教育委員会への報告
スポーツ健康課　体育・健康Ｇ　017-734-9907

● 被害者・加害者にならないための事前の対策

事故の実態把握	・ 児童生徒等の交通事故の実態を把握する （いつ、どこで、どのような事態が発生したのか） ・ 不安全行動の確認及び登下校時の行動観察 （横断時に確認しない、一時停止しないなど）
通学路の点検	・ 定期的な通学路を点検 （交通事故に結びつく環境条件を特定と除去） ・ 危険箇所の抽出、分析、管理 （通学環境の安全化）
生徒への指導	【警察への通報】 事故時の対応の理解 （速やかな通報、車両ナンバーの把握等） 【加害者となった場合の責任】 ① 刑事上の責任 （相手を死傷させた場合、重過失致死傷罪等に問われる） ② 民事上の責任 （被害者に対して損害賠償金を支払う義務を負う） ③ 行政上の責任（運転免許の停止処分等を受ける） ④ 道義的責任（被害者を見舞い謝罪する） 【その他留意点】 ① 本人及び家族の心的に大きな負担が生じるだけでなく、将来の進路等への影響が出る場合もあること。 ② 自転車に係る各種保険について周知を行う。
効果的な交通安全教育	【目標】 ・ 危険予測、危険回避の学習を通じた安全な行動の実践 ・ 交通ルールに従った行動の実践 ・ 自分の力で自分を守る行動の適切に実践 【実施方法】 ・ 主体的・対話的で深い学びのスタイル （例）交通安全マップ作り、モデリング、ミラーリング ● モデリング （模範となる他者の行動を観察することで、その行動が習得されること。） ● ミラーリング （他者の行動の姿を観察して、自らの行動の姿を振り返ること。）

（６）火災発生時の対応

初期対応

① 出火場所と状況の確認

［火災報知機の確認による］	［火災発見者からの報告による］
・ 自動火災報知機の非常ベル作動 ・ 受信機の確認→出火場所の確認 →校内放送による発生場所の伝達 （①現場に向かう ②付近の教職員へ連絡） ・ 本部（職員室・事務室）へ連絡 ・ 速やかに大声で周知	・ 発見者は速やかに大声で叫ぶ ・ 本部（職員室・事務室）へ連絡 ・ 近くの火災報知機のボタンを押し火災発生の状況を周知

② 消防署（１１９番）への連絡（対応例）

［消防署］	［通報者］
・ 火事ですか、救急ですか。	・ 火事です。
・ 住所をお願いします。	・ 青森市桜川８丁目 1-2 青森高校です。
・ 出火場所はどこですか。	・ ○階の○○室です。
・ お名前をお願いします。	・ （職名）の○○××です。
・ 電話番号をお願いします。	・ 青森高校 742-2411 です。

避難に向けて

事務室（校内放送等）	「ただいま、○○室で火災発生！」 「生徒は全員避難しなさい」
初期消火・負傷者の救出	・ 火災発生現場近くにいる教職員は、消化器、バケツ等で初期消火にあたる。 ・ 負傷者を火災現場から搬出し、応急手当をする。 ※ 初期消火限界の判断で避難する。

避　　難

③　人員点呼と報告

［授業時］	［休憩時または放課後］
・　授業担当者は、生徒を着席させ落ち着かせて、ハンカチを準備させる。 ・　避難命令の指示で、出席簿を持ち、避難の誘導をする。 （生徒は２列で避難） ・　授業担当者以外は、曲がり角などで指定場所への誘導、指定場所で整列の補助を行う。	・　生徒は、その場で放送の指示に従う。 ・　担任は、教室を確認し、生徒を誘導する。 ・　分掌教員は分担して体育館や、特別教室を確認し、生徒を誘導する。 ・　その他教員は、曲がり角などで指定場所への誘導、指定場所で整列の補助を行う。

※　指定場所は、原則として生徒昇降口から出たところ（生徒玄関前）とする。

※　避難後の生徒等の安全確認：生徒・・・授業担当者・ＨＲＴ
　　職員・・・分掌主任　　教頭

消防隊への引継ぎ

・消防隊が到着したら、火災現場に迅速に到達できるよう支援
・消防隊の指揮本部に情報提供

④　情報提供の内容

	優先して行う事項	状況に応じて行う事項
延焼の状況	・出火場所 ・燃焼物及び燃焼範囲 ・危険物等の有無	・出火原因
避難の状況	・逃げ遅れた者の確認 ・避難誘導状況	・負傷者等の確認

避難後の学校の対応

校長・教頭・事務長
・消防機関等と連携し被災状況の確認
・二次災害などの危険性について把握
・生徒の下校について判断するための情報収集

教職員
・消防機関等と連携し施設の被害状況調査
・下校等が決定するまで安全確保（待機）
・負傷者の確認と応急手当（程度に応じて救急車要請）
・行方不明者がいる場合は直ちに消防機関等へ連絡

生徒の下校

・　保護者へ、緊急メール配信システム・学校ホームページ・ＩＣＴ教育支援ツールを活用し連絡する。
・　通学路の安全と交通機関の運行状況等を確認し帰宅させる。
・　保護者の迎えに引き渡す場合は、担任または学年団が帰宅確認の記録を残す。

県教育委員会への報告　　校長・教頭・事務長

【第１報】

・被害が発生した場合や臨時休業等の措置をとった場合
「教育政策課　総務Ｇ（017-734-9865）」

【第２報】

・公立学校の教科書被害等　「学校教育課　総務・調整Ｇ（017-734-9880）」
・臨時休業届の提出　「教職員課　高等学校人事Ｇ（017-734-9881）」
・火災による人的被害
教職員　「教職員課　高等学校人事Ｇ　（017-734-9881）」
生　徒　「スポーツ健康課　体育・健康Ｇ（017-734-9907）」
・火災による被害　設備　「学校施設課　財務Ｇ　（017-734-9873）」
施設　「学校施設課　施設設備Ｇ　（017-734-9873）」

（７）気象災害への対応

● 気象災害発生時の対応例（下図は大雨の場合）

気象災害に関しては、時々刻々と変化する気象状況への対応が遅れないよう、順次発表される気象情報に対して、状況に即した的確な対応を、時間軸に沿って適時実行していくことが求められる。図の大雨発生時の対応例は、早期に情報を収集し、判断をする手順を示したもので、これを参考に様々な気象災害発生時に適切に対応できるようにする。

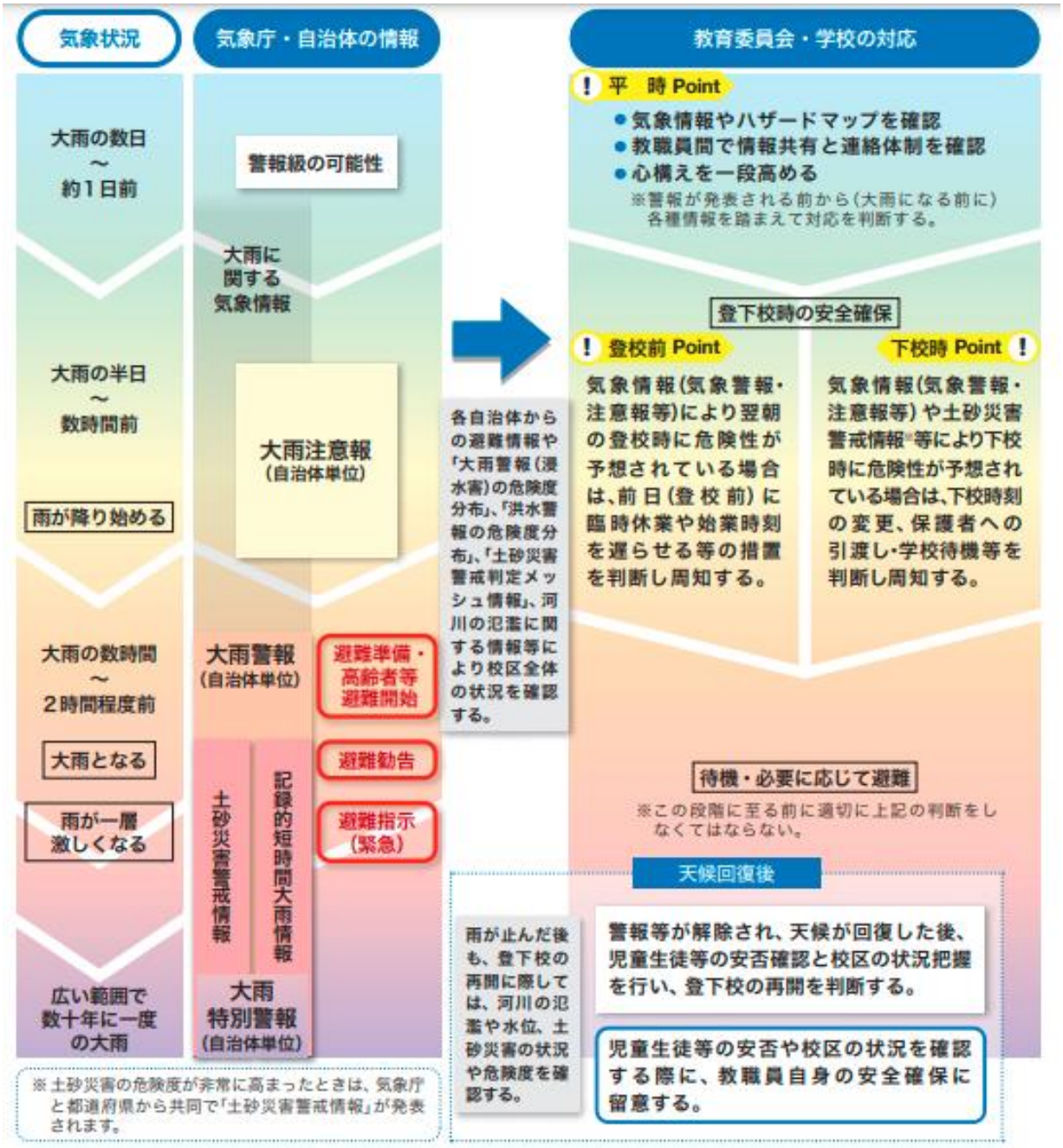

「学校の危機管理マニュアル作成の手引」より

● 気象災害への学校の対応上の留意点

【登校前】

① 気象庁が発表する気象警報・注意報等、公共交通機関の運行状況等の情報を収集し、大雨や暴風、波浪、高潮、大雪によって登校時の危険が予想される場合は、「臨時休業」や「始業時刻を遅らせる」等の措置を検討する。特に、雨や雪の降り始めやピークはいつかなど、最新の情報を入手し、各自治体から発令される避難に関する情報（※避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）等）なども参考にしながら、判断する。

② 大雪の場合は、雪崩や通学路の除雪状況等についても確認する必要がある。

【在校時】

① 教職員で分担して、学校や通学路を含めた周辺の状況を把握する。（道路の冠水、河川の水位、土砂崩れ、潮位等）ただし、教職員の安全を第一に配慮し、できる範囲での把握をする。

② 土砂災害や浸水によって学校以外の場所への避難が必要となる可能性がある場合は、早期に避難を検討する。

③ 大雪の場合は、雪崩や通学路の除雪状況等についても確認する必要がある。

④ 通学路や学校周辺の安全確認の状況を基に、登校前と同様に気象情報や避難に関する情報も参考にしながら、「授業の打切り」「集団下校」「保護者への引渡し」「学校待機」等の対応を判断する。ゲリラ豪雨等、急な大雨で災害が発生する可能性がある場合は、保護者が無理に迎えにくることがないようにしておく。

【情報共有・報告等】

① 臨時休業や授業打切り等の判断に際しては、教育委員会をはじめ近隣の学校等とも連絡を密に取りながら判断する。

② 判断した結果を教育委員会等へ報告し、全教職員で協力し対応に当たる。

③ 保護者等へ措置・対応等について、メール配信や電話連絡等を活用し連絡する。停電等により保護者と連絡が取れない場合も想定し、複数の連絡方法をあらかじめ決めておく必要がある。

④ 確実に連絡が届いているかどうかについても、確認する必要がある。

⑤ 学校からの休業等の連絡がなくても、自宅周辺において水が溢れ出す等危険を感じたときは無理に登校させない判断が必要であることを保護者と共通に理解する。

⑥ 登校前や下校後の生徒の安否確認も、必要に応じて行う。

⑦ 学校が避難所となる場合もあることから、その対応についても自治体の防災部局と連携して準備しておく。

● 具体的対応例（在校時及び放課後における台風・暴風雪への対応）

※ 教職員が分担し、最新の情報を収集する。

生徒の下校判断 → 校内運営委員による協議

① 授業や放課後の活動を継続することで、生徒の下校が困難と判断される状況が生じているか。
② 学校周辺地域が次のような状況となっているか。
ア 記録的短時間大雨情報が発表された。
イ 土砂災害警報情報が発表された。
ウ 避難勧告や避難指示が発令された。
エ 通学路の安全確認ができない。

↓

校長が決断（校長不在の場合は教頭）

↓

下校させる場合	学校待機させる場合
・保護者へ連絡 （緊急メール・HP・ICT 教育支援ツール） ・通学路の安全、交通機関の運行状況が確認された場合に限る。	・通学路の安全が未確認または不透明である。 ・交通機関の運行状況に問題が生じている。

※安全が確認されるまで待機

↓

保護者への引き渡し

※保護者の迎えに引き渡す場合は、担任や学年が帰宅確認の記録を残す。

県教育委員会への報告　校長・教頭・事務長

【第１報】被害が発生した場合や臨時休業等の措置をとった場合
「教育政策課　総務Ｇ（017-734-9865）」

【第２報】臨時休業届の提出
「教職員課　高等学校人事Ｇ（017-734-9881）」

※ 登校前に警報が出ている場合は、緊急メール、HP、ICT 教育支援ツールで発信

（８）地震・津波への対応

● 学校防災に係る取組

学校における地震防災のフローチャート

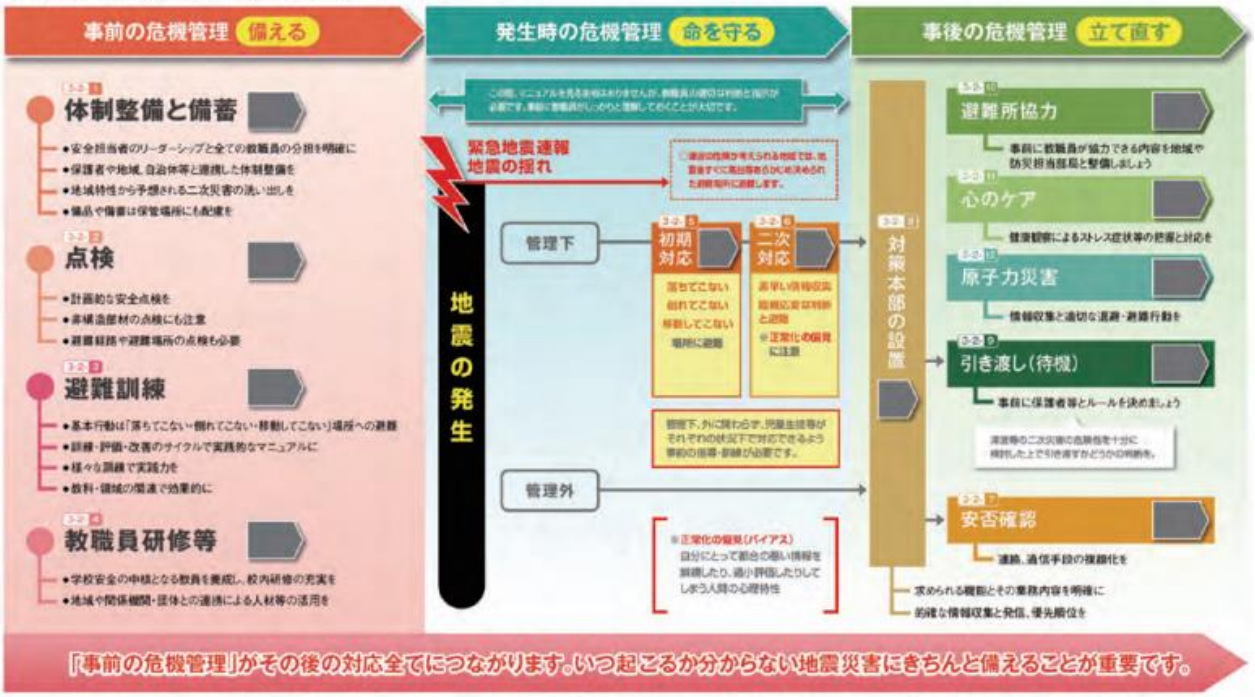

「学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き」より

●具体的対応例

① 授業日に発生

職員室・事務室	生徒がいる教室等
緊急放送 ［放送の順位］①教頭②事務長③教務主任 「地震（緊急地震速報）です！」 「落ち着いて机の下にもぐりなさい！」 「体育館にいる生徒は、体育館中央付近に姿勢を低くして集まり、手で頭を守ってください。」	［授業中］授業担当者 〇机の下にもぐり頭部を保護させる。 〇揺れがおさまるまで待機させる。 ［休み時間・放課後］ １階：体育科、家庭科、事務部が向かう ２階：３年担任、進路指導が向かう ３階：２年担任、探究学習部が向かう ４階：１年担任、教務部が向かう

職員室・事務室	生徒がいる教室等
［安全確認・状況確認］ 〇机の下にもぐり頭部を保護する。 〇揺れがおさまるまで待機する。 〇揺れがおさまったら施設設備の確認を行う。（火災時は事務室へ報告） 〇気象庁からの情報を収集する。 ［一次避難場所・指示内容決定・避難命令］ 揺れがおさまってから（教頭が） 「校内にいる生徒は、△△棟を避けて、□□に避難しなさい。」	［避難までに］ 〇負傷者の確認（応急処置の必要性の判断）をする。 〇出入口を確保する。 ［放送確認］ 教職員は生徒を避難させその誘導を行う。

※　一次避難場所は、原則として生徒昇降口から出た所（生徒玄関前）とする。

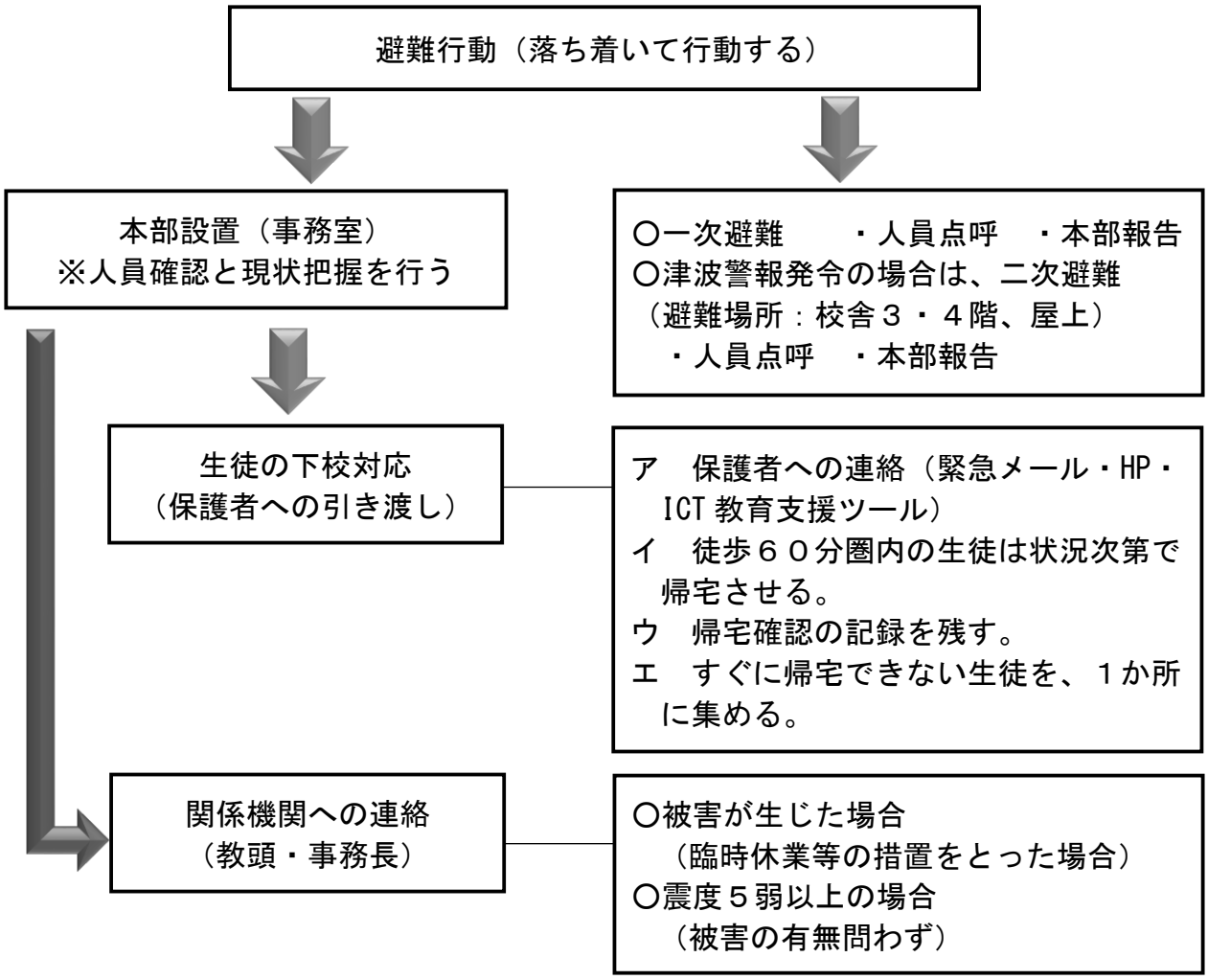

【第１報】　「教育政策課　総務Ｇ（017-734-9865）」

② 夜間または休業日に発生

○ 校長、教頭、事務長、各学年・分掌主任（市内在住）は出校する。
○ 校長の指示でその他職員（市内在住）を学校に参集することもある。
○ 本部は応接室とする。
※ 深夜～未明に大地震が発生した場合は、下記ア～ウの通り出勤することを原則とする。ただし、個人や家族の安全を最優先する。

ア 校長、教頭、事務長　　６：００までに出校
イ 各学年・分掌主任　　６：３０までに出校
ウ その他の教職員　　７：００までに出校

【出校した教職員】

○ 被害状況の点検を行う。
（校舎内外の破損、倒壊物の有無、水道の異常の有無、停電の有無　等）
○ 被害状況の報告と集約【教頭・事務長】→【校長】

休校・授業の決定

ア 保護者への連絡（緊急メール・HP・ICT 教育支援ツール）
イ 徒歩６０分圏内の生徒は状況次第で帰宅させる。
ウ 帰宅確認の記録を残す。
エ すぐに帰宅できない生徒を、１か所に集める。

関係機関への連絡
（教頭・事務長）

○被害が生じた場合
（臨時休業等の措置をとった場合）
○震度５弱以上の場合
（被害の有無問わず）

【第１報】　「教育政策課　総務Ｇ（017-734-9865）」

③　校外活動実施中に発生

【引率者（学年主任・ＨＲ担任・顧問等）

○　生徒職員の安全確保を最優先する。
○　生徒職員の人員確認を行う。
○　負傷者等の確認を行う。
　（負傷者がいる場合は応急処置を行い、保護者へ連絡する。）
○　避難場所への移動が可能か判断する。
　（可能な場合は避難場所へ移動する。不可能な場合はその場で待機する。）

状況報告　　指示

校長・教頭

校外活動実施における準備物等の留意事項

１　実施計画の作成
　活動場所及び移動経路上における避難場所の検討・決定する。
　（あらかじめ保護者及び生徒へ周知する。）
２　情報収集に役立つ機器等の携行
　発生後、直ちに情報が得られるようスマートフォン・ラジオを持参する。

（９）感染症・食中毒への対応

ア　一般的な感染症・食中毒への対応

● 対応

学校においては、日頃から生徒の健康状態の把握に努めるとともに、感染症と食中毒の集団発生、または、集団発生の疑いがあるときには、速やかに次のように対応する。

① 生徒一人一人の欠席状況及び健康状態の把握を行う。

② 異常を訴える者や欠席者の欠席理由や症状に、腹痛・発熱・嘔吐・湿疹・風症状が共通して見られた場合など、感染症や食中毒の疑いがあるときは、直ちに学校医と相談して対策を講じる。

③ 感染症や食中毒が発生したときに保護者に対して行う緊急連絡は、情報が速やかに伝達されるよう連絡網を用いる。

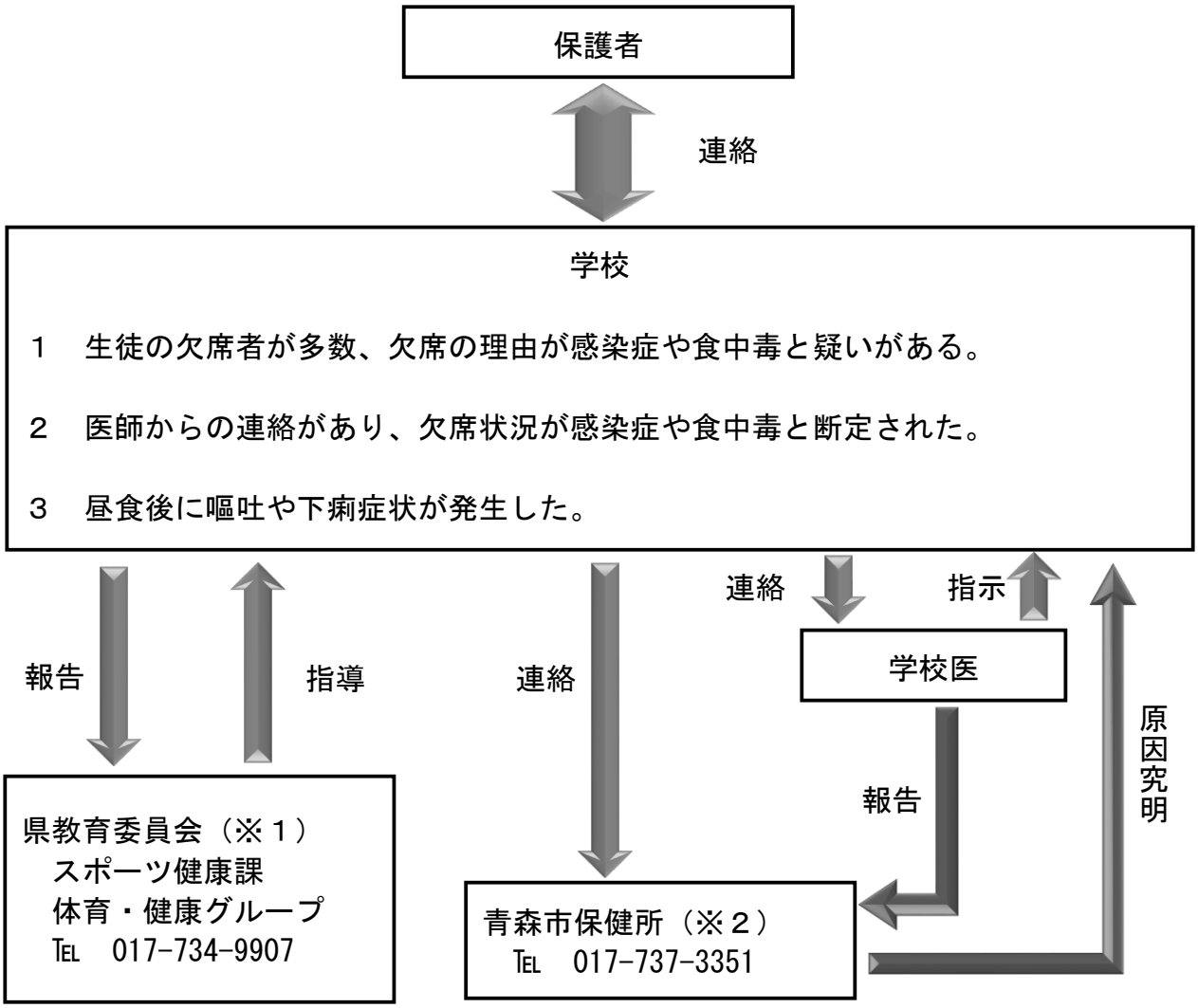

※１、２　学校等欠席者・感染症情報システムにより早期検知し、情報共有されている。

イ　新型コロナウイルス感染症への対応

①　対策本部の立ち上げ

【対策本部】
〈本部長〉校長
〈副本部長〉教頭・事務長
〈本部職員〉教務主任
　　生徒指導主事
　　保健主事
　　各学年主任

【連携・助言・指導】
〈学校医〉秋山昌弘先生 734-1199
〈青森県教育委員会〉
　スポーツ健康課　734-9908
　学校教育課　734-9883
　教職員課　734-9892

※　必要に応じて学校医やＰＴＡ関係者等の意見を求める。

協議事項

1　情報収集及び周知、サーベイランス（発生状況、推移を監視）感染拡大防止策の強化
2　行事・部活動等への対応、臨時休業措置への対応（学習、生活指導、連絡体制）
3　学校再開への対応等

※　学校の臨時休業等は県教育委員会の助言、指導の下決定される。
※　健康情報の取扱いは、必要最小限の関係者に限るものとする。

②　罹患情報等の報告の流れ

・生徒等や教職員が感染した場合
　医療機関から本人（保護者）に診断結果が伝えられると同時に保健所に届出
　学校には本人（保護者）から連絡
　感染者本人への行動履歴等のヒアリングは保健所が実施

・健康福祉部と教育委員会の連携
　感染が確定された者が学校関係者の場合、本人及び保護者から同意を得た上で、速やかに健康福祉部から県教育委員会に連絡。臨時休業等の必要性及び休業等が必要な場合の期間・範囲などの措置の対象等について助言が行われる。
　濃厚接触者と特定されたものが学校関係者の場合も本人及び保護者の同意を得た上で、健康福祉部から県教育委員会に連絡が入る。

参考＜学校活動中において新型コロナウイルス感染症等が発症した場合＞

[2020.5.19　県立学校版新型コロナウイルス感染症Ｑ＆Ａより抜粋]

○　教室等で訴えを起こした場合

→感染をできるだけ防止するために、他の生徒と接触させないように、訴えのあった生徒をその時点で健康相談室へ連れて行き休ませる。

○　保健室へ訴えてきた場合

→入り口で検温し、疑いのある生徒は健康相談室に連れて行き休ませる。
身体症状を確認し、保護者に連絡し、１時間以内に帰宅させる。
保健所からの要請があった場合は接触者の健康観察、消毒等に協力する。

〈学校関係者が感染者・濃厚接触者となった場合〉

感染者	感染状況等	検査結果等	措置
生徒	コロナの疑い	保護者の申し出	医師等がコロナ発生の可能性はないと判断した場合は出停を解除
		PCR 検査陰性	２週間の経過観察（出停）
		PCR 検査陽性	治癒するまで出停
	濃厚接触者	PCR 検査陰性	２週間の経過観察（出停）
		PCR 検査陽性	治癒するまで出停
	同居する人が濃厚接触者	本人や保護者と相談し、健康観察として一定の期間の経過を見ること、その際は欠席扱いにならない事を保護者に説明し、保護者に判断してもらう。合意の下で対応を決定する。	
教職員	コロナの疑い	本人の申し出	出勤自粛（出勤困難休暇）
		PCR 検査陰性	２週間の自宅待機・外出自粛要請（出勤困難休暇）
		PCR 検査陽性	治癒するまで出勤困難休暇
	濃厚接触者	PCR 検査陰性	２週間の自宅待機・外出自粛要請（出勤困難休暇）
		PCR 検査陽性	治癒するまで出勤困難休暇
	同居する人が濃厚接触者	通常勤務（検温・健康観察を続行）	

○特定警戒都道府県からの移動してきた生徒への対応

→　校長は当該生徒を２週間の出席停止とし、不要不急の外出を自粛するよう指示できる。

○県外への出張等について

→　特定警戒都道府県への出張は緊急・やむを得ない場合を除き実施しないこと。
それ以外の地域への出張も不急の出張はできるだけ見合わせる。出張が必要な場合にあっては、移動先の感染者発生状況等を踏まえて可否を判断する。

○生徒、教員の移動について

【新型インフルエンザ等対策特別措置法２４条第９項に基づく県知事からの協力要請
５月１５日から】

→　不要不急の旅行など、都道府県をまたいだ移動は極力控え、特に特定警戒都道府県との往来について自粛するよう協力要請

（10）新たな危機事象への対応

ア　弾道ミサイル発射に係る対応

・　Ｊアラートによる緊急情報が発信された場合

弾道ミサイルが着弾した際は、爆風や破片等による危険が想定されるため、それらから身を守る行動をとらなければならない。正しい知識を身に付け、適切な避難行動をとることにより、被害を最小限にする。

弾道ミサイル発射
（Ｊアラートによる警告）

とるべき行動

【登下校時（屋外にいる場合）】

１　近くの建物の中や地下に避難し、低い姿勢で頭部を守る。

２　避難できる建物がない場合は、物陰に身を隠すか、地面に伏せるなどし、低い姿勢で頭部を守る。

【登校後（屋内にいる場合）】

３　屋内では窓から離れるか、窓のない部屋に指導し、床に伏せて頭部を守る。

ミサイルが日本の領海外の海域に落下

避難態勢解除

【登校前・登下校時】

学校からの指示により、登校の有無を確認し、指示に従って行動する。

【登校後】

状況に応じて授業、特別活動等を再開する。

ミサイルが日本の領土・領海に落下

避難態勢継続

国・県の情報により、自宅待機または他の安全な場所へ避難する。

教職員は、生徒の安否と所在を確認する。

※　落下物と思われるものを発見した場合には、決して近づかず、警察や消防署に連絡するよう生徒へ指示する。

イ　学校への犯罪予告・テロへの対応

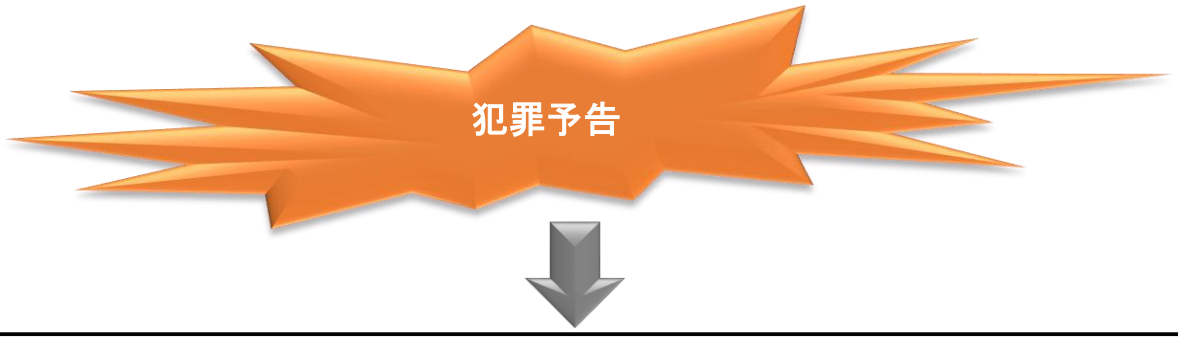

1　相手から詳細に内容を聴取する。（いつ・誰が・どこで・何を・どのように）
2　管理職へ報告する。
3　警察に連絡し、県教委へ報告する。
4　生徒の避難場所を確保する。（避難場所候補地の検討・安全確認）
5　生徒を避難させ、人員を確認する。
6　保護者へ連絡する。（状況報告・引渡し時刻と場所の確認）
7　県教委へ報告（スポーツ健康課　体育・健康グループ　017-734-9907）

ウ　インターネット上の犯罪被害への対応

1　アップロードされた文書・画像等をすべて保存する。
2　管理職へ報告する。
3　被害生徒から情報を収集する。
　（事前に被害生徒と保護者から聞き取りの可否を確認する）
　①内容を知っているか　②加害者の心当たり　③内容に対する思い
　④保護者、友人等への相談状況
4　いじめ防止対策委員会を開催する。
　①事実確認　②いじめの認否　③対応方針の決定　④教員の役割分担
5　被害生徒、加害者、保護者への対応
　（被害生徒の心情を最優先し、保護者へ状況を丁寧に説明する。）
6　県教委へ報告（学校教育課　生徒指導支援グループ　017-734-9897）

※　加害者が本校生徒以外の場合は、警察や他校等、関係機関と連携し対応に当たる。

４　事後の危機管理

（１）教育活動の継続

　　生徒の安全が一旦確保された後は、その後の対応や対策についての方針と具体的業務内容を決め、教育活動の継続について決定する。

【学校再開に向けた検討の流れ】

１　校舎内の安全な場所で学習スペースを確保する。校舎が使えない場合は、他校を使用できないか検討する。
２　事故等の発生現場の使用は避け、校舎の使用計画を検討する。
３　養護教諭・スクールカウンセラーや学校医等と連携し、生徒の心身の状態に配慮しながら検討する。

※学校避難所運営との調整（例）

「学校の危機管理マニュアル作成の手引」より

（２）生徒の心のケア

・急性ストレス障害（Acute Stress Disorder 通称 ASD）

事故等に生徒が遭遇すると、恐怖や喪失体験などにより心に傷を受け、そのときの出来事を繰り返し思い出す、遊びの中で再現するなどの症状に加え、情緒不安定、睡眠障害などが現れ、生活に大きな支障を来すこと。

・心的外傷後ストレス障害（Post Traumatic Stress Disorder 通称PTSD）

ASDの状態が事故等の遭遇後、１か月以上長引く場合。事故等の発生直後から生徒や保護者に対する支援を行い、PTSDの予防と早期発見に努め、なるべく長期にわたって心のケアを実施する。

・心のケア

被害生徒の保護者や教職員は、自らのことを後回しにしたり、心身の不調に対し鈍感になったりすることがあり、心のケアが必要になる場合が多い。被害生徒にとっては、周囲にいる保護者や教職員が精神的に安定した状態を維持する。このため、自分自身の心身の不調に早めに気付き、意識的に休息したり、相談したりするなど、心のケアが必要であることを理解する。心のケアが長期にわたることもあるため、被害生徒が進学や転校した場合においても、心の健康状態の把握や支援体制等を継続して行われるよう、学校間で引継ぎ等の連携を十分に図る。

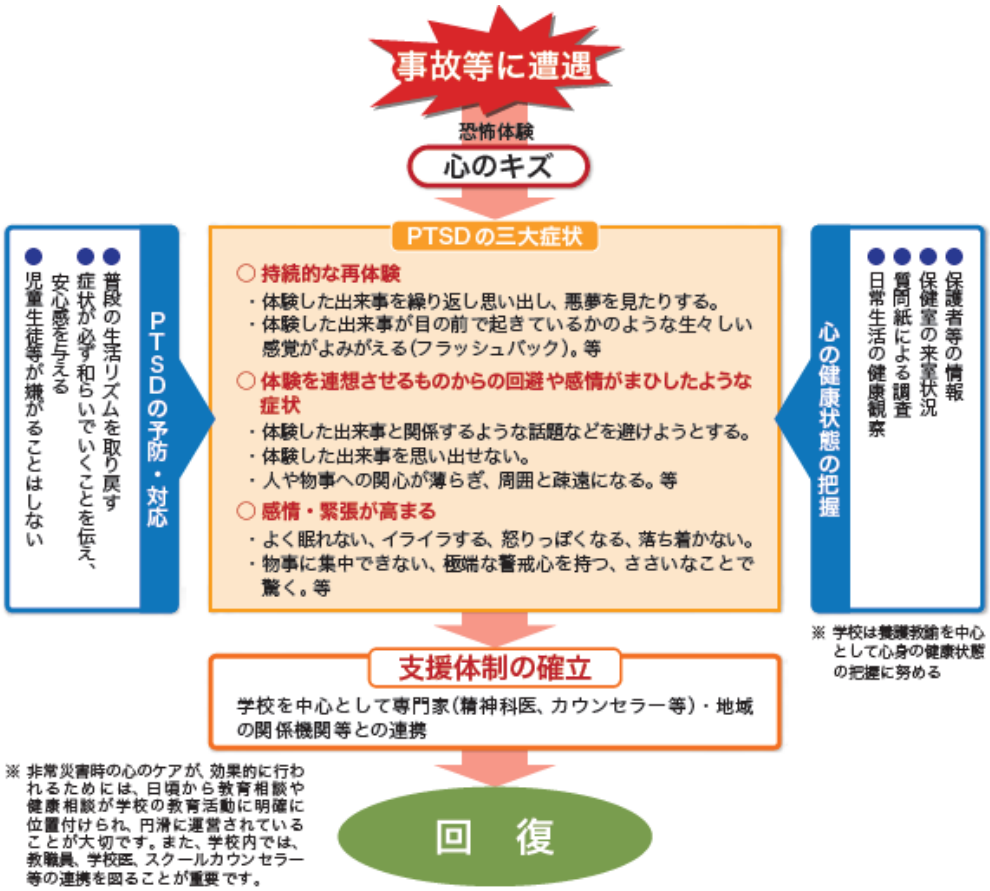

「学校の危機管理マニュアル作成の手引」より

５　学校内危機管理対策組織（災害時の情報連絡体制等）

①　関係機関への通報・連絡網

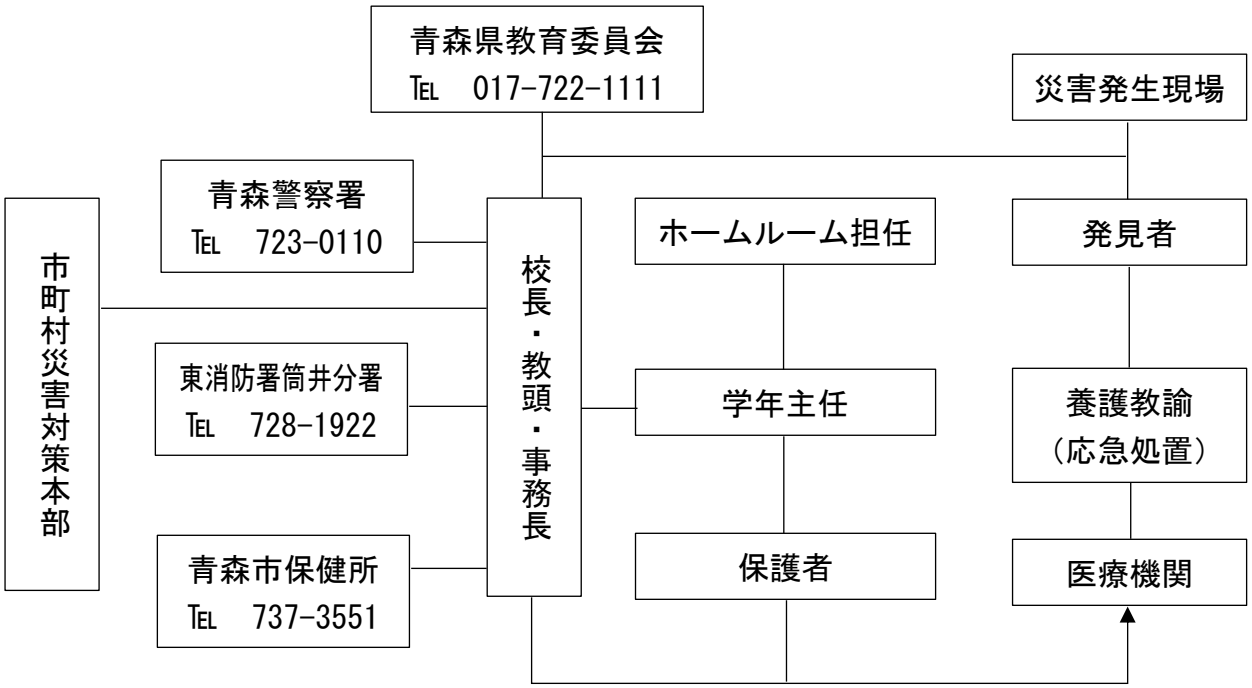

②　関係機関への通報・連絡内容と方法

機関名	通報・連絡内容
県教育委員会	生徒の避難状況、生徒・職員の被災状況、学校被災状況
警　察　署	通学路の安全確保要請、盗難に対する警戒警備
消　防　署	救急救命の要請、火災発生の状況、消火要請、水利状況
	救出方法、消火方法
保　健　所	衛生状況の報告、衛生管理の要請
医 療 機 関	受入要請、生徒の被災・治療状況の確認
保　護　者	緊急連絡事項（生徒の被災状況）、医療機関の確認

③　非常災害備品等

【事務部】

□　救急箱　　□　懐中電灯　　□　カッパ　　□　ハンドマイク
□　携帯ラジオ　□　ろうそく　　□　予備電池　　□　チャッカマン
□　発電機　　□　危機管理マニュアル

【生徒指導保健部】

□　本部旗　　□　トランシーバー